

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

府省庁名 国土交通省

No	11		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税）		
見直し項目名	小型船舶検査機構の業務用固定資産に係る課税標準の特例措置の廃止		
見直し内容（概要）	<p>小型船舶検査機構は、船舶安全法、小型船舶登録法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、本来国が行うべき小型船舶の検査事務等の「公益性の高い業務」を「特別の法律により設立される民間法人」として、国に代わって実施しており、当該検査事務等の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を受けているものである。</p> <p>小型船舶検査機構が行う業務は、公益性の高い業務であり、本税制措置を継続する妥当性・必要性は一定程度あると考えている。しかしながら、①本税制は昭和48年に創設以来、30年以上の長期にわたる特例措置である上、近年は整理合理化の観点から、年々措置内容が縮減されてきており、税制として一定の役目を終えていると考えられること、②小型船舶検査機構の収入規模と減税額を勘案した場合、来年度において本特例措置が無くなったとしても、直ちに小型船舶の検査業務の実施が困難になるわけではなく、緊急性・必要性が高いと言えないこと等から、本税制措置の廃止することにしたものである。</p>		
関係条文	地方税法附則第15条第52号		
廃止又は縮減の理由	<p>①本税制は昭和48年に創設以来、30年以上の長期間にわたる特例措置である上、近年は整理合理化の観点から、年々措置内容が縮減されてきており、税制として一定の役目を終えていると考えられること、②小型船舶検査機構の収入規模と減税額を勘案した場合、来年度において本特例措置が無くなったとしても、直ちに小型船舶の検査業務の実施が困難になるわけではなく、緊急性・必要性が高いとは言えないこと等から、本税制改正要望を廃止することとした。</p>		
増収見込額	15（うち都市計画税 3）（単位：百万円）		